

名古屋聴覚障害者親の会会則

- 第 1 条 この会は名古屋聴覚障害者親の会といい、事務局を愛知県立名古屋聾学校 P T A 内におく。
- 第 2 条 この会は会員子弟の幸福のために福祉の増進および聴覚障害教育の振興発展と、聴覚障害者に対する社会的理解を深めるとともに会員相互の連携親睦をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 会員子弟の福祉の増進
 - 2 会員子弟の教育の推進と協力
 - 3 会員に必要な研修会、親睦会などの開催への参加
 - 4 関係団体との連絡提携
 - 5 その他、この会の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 この会の会員は次のとおりとする。及び任期、運営については、愛知県立名古屋聾学校 P T A 会則に準ずる。
- 1 正会員 名古屋聾学校の在校生ならびに卒業生の父母、または親権者
 - 2 賛助会員 名古屋地区に在住する聴覚障害者の父母、またはこの会の趣旨に賛同し入会を申し込んだもの
 - 3 特別会員 本会において推薦したもの
- ~~第 5 条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書に会費を添えて提出するものとする。~~
- ~~第 6 条 本会の役員はつぎのとおりとする。~~
- | | | |
|-------|-----|------------------------------|
| 会 長 | 1 名 | 総会で選出する。 |
| 副 会 長 | 3 名 | 会長の委嘱による。 |
| 幹 事 | 若干名 | 会長の委嘱による。 |
| 庶務会計 | 2 名 | 会長の委嘱による。 |
| 監 査 | 2 名 | 総会で選出する。 |
| 常任相談役 | | 名古屋聾学校の校長、同校教頭、同校同窓会会長を委嘱する。 |
- ~~第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。~~
~~副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。~~
~~幹事は会務を掌る。~~
~~庶務会計は庶務会計事務を掌る。~~
~~監査は会計を監査する。~~
~~常任相談役は会務に参画する。~~
- ~~第 8 条 役員任期は1カ年とする。但し再任をさまたげない。~~
~~役員に欠員が生じた場合は第6条に従いこれを補充する。この場合の任期は前任者の残存期間とする。~~
- ~~第 9 条 本会は顧問をおくことができる。顧問は総会において推薦する。~~
~~顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、この会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。~~
~~顧問の委嘱期間はこれを委嘱した会長の任期にしたがう。~~

~~第 10 条 会議は総会及び役員会とする。~~

~~総会は毎年 1 回以上会長これを招集し、役員を選出・予算・決算・その他重要事項の審議をする。~~

~~役員会は必要に応じてこれを招集し、本会の必要事項の審議をする。~~

~~第 11 条 本会の経費は、会費・補助金・特別寄付金・その他の収入金等を当てる。~~

~~会費 正会員は在校時年額 1200 円を納入する。~~

~~卒業及び修了などで学校を離れる時、会費（5 年 3000 円）を前納する。
それ以降も、5 年を単位として納入する。~~

~~賛助会員も入会時に会費（5 年 3000 円）を納める。~~

~~第 12 条 会則の変更は総会の決議による。~~

~~第 13 条 本会の会計は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。~~

会 則 この会則は、昭和 47 年 1 月 26 日から施行する。

但し、新会費の徴収は昭和 47 年 4 月 1 日以降とする。

昭和 46 年度卒業（離校）生については、なお従前の例による。

昭和 58 年 1 月 24 日臨時総会の決議により第 11 条を改正する。

昭和 62 年 5 月 26 日総会の決議により第 6 条を改正する。

平成 18 年 4 月 27 日総会の決議により第 11 条を変更する。

平成 22 年 4 月 26 日総会の決議により第 11 条を変更する。

平成 25 年 5 月 2 日総会の決議により第 11 条を変更する。

平成 26 年 4 月 30 日総会の決議により第 11 条を変更する。

令和 2 年 6 月 1 日会員の承認により第 1 条から第 13 条までの変更及び削除を行う。